

---

## ■確定申告・ワンポイントアドバイス

---

確定申告がスタートしました。

休日にも数回だけやっていますので必要な方はお忘れなく!!!

昨年も株で損失を出した方は、3年 損失を繰り越すことが可能です。  
繰り越す方はお忘れなく。

なお、給与が年末調整で納税が完結している方、  
確定申告で還付だけの申告や譲渡損失の繰り越しだけではできません。

複数口座の譲渡所得で不必要に源泉徴収されたものを取り戻すためには、  
申告に必要な年末調整された給与所得もすべて申告しなくてはならず  
逆に損する可能性もあります。

昨年配当を受け取った方は所得税と住民税が引かれていると思います。

「株式等の譲渡損失」は配当と相殺することができますので、  
忘れず確定申告をして配当金で徴収された税金も還付してもらいましょう。  
(特定口座の比例配分指定していれば自動相殺。ただし同一証券のみでの処理)

-----  
また、失敗ケースとして

わずか10万円の繰越損失を消化しようと昨年1000万円の譲渡益を出した方は確定申告すると

国民健康保険料が年間100万円近く請求されますのでご注意ください。

(注:)現在では株の譲渡益も給与収入と同じ扱いになり保険料率の計算対象になってしまいました。

-----  
損失の繰り越しのための確定申告はこの点慎重にやらないと  
トータルで大損してしまいます。

ふるさと納税もわずかな食品のために確定申告すればなん倍もの損失になりますよ。

所得1億円でも10億でも国民健康保険料は限度が設けられています。

月額 8 万円程度(首都圏)から超えることはありませんので  
当方も毎年年間株式譲渡益が 1000 万円超えています  
年間 100 万円程度の健康保険料で済んでいます。これ以上超えることはありません。

詳しくは当著書「IPO 当選戦略とノウハウ」の<確定申告特集>について紹介しています。

税申告など法改正や特例廃止、NISA の内容など案内しています。

- 今年も国民年金施行令の改正なし。  
「株の譲渡益が 1 億あっても国民年金全額免除！！損する確定申告。得する確定申告。」
- 確定申告でおおもうけ?大損?まちがいだらけの株の確定申告・・・。
- あなたの株の確定申告大丈夫??
- IPO 投資家の正しい NISA の選び方
- ふるさと納税はお得・・・? 実は大損。
- 数千円の食品につられるなんて・・・だまされないで!!!

確定申告の特集だけでなくすべてご覧になりたい方、

当方が著書の電子書籍にも詳しく記載していますので  
IPO 当選のコツを知りたい方にお薦めです。

ご希望の方は 1 万円で販売しています。メールにてお問い合わせください。

電子書籍の詳細はメニュー「IPO 当選戦略とノウハウ」にてご確認ください。

(注:)

株の譲渡益が国民健康保険の計算対象となる所得に含まれる・・・。  
というくさりですが、地方都市ではいまだに含まれないところもあるそうです。

どこかは未確認です。  
全国すべて確認していません。

15年近く前は都心近郊でも山林所得と同じように含まれないところもちらほら見受けられました。

現在、国内の都心部では株の譲渡益は完全に所得に含まれるようになったはずですが、恐らく国からの統一指針が出たのかもしれない。

以前は基本的に含むといったあいまいな表記でした。

もし、地方都市にお住まいの方は役所に確認したほうがいいと思います。  
前年は対象ではないのに今年から対象になっていたということもあります。  
役所は親切に告知なんてしませんから・・・。  
ホームページで的確に告知してある役所もあります。松坂市や盛岡市・・・

株の譲渡益を申告する方はご注意ください。  
税務署は親切丁寧に節税について案内してくれませんから。  
当方が著書の電子書籍にも詳しく記載していますので  
ご希望の方は1万円で販売しています。

※確定申告したら国民健康保険料が高くなったので大損!!

税の還付を受けることをやめて  
国民健康保険料が確定してから、  
遡って前年の「確定申告をしない」に変更は絶対にできません!!

そのため繰越損失の消化であっても譲渡益の「確定申告するしない」の判断は慎重に・・・。

---

## ■確定申告・Q&A

---

Q.

(略)・・・なぜ、特定口座で取引していれば月/数千円で健康保険料が済むのにわざわざ確定申告してまで健康保険料を年間100万近く払う必要があるのですか??

A.

予測不能な"一時所得"が 70 万近くあったためです。

税金は 40%近くとられ(住民税も大幅アップ!!)

自己申告してしまうため健康保険料は 100 万近くになります(神奈川県)

数か月滞納すれば延滞金も永久に請求されます(5000 円~1 万円)。

へたに努力して仕事をするとは反対に大損してしまうのが今の仕組みです。

低所得者層の配偶者控除 103 万円の壁が話題になっていますが

こちらの勤労意欲を奪ってしまうこの仕組みもそろそろ何とかしてほしいものです。

どこか大手 VC みたたくケイマン諸島に郵便ポストだけを買いたいそんな気分です。

詳しくは当著書「IPO 当選戦略とノウハウ」の<確定申告特集>について紹介しています。

税申告など法改正や特例廃止、NISA の内容など案内しています。

- 今年も国民年金施行令の改正なし。

「株の譲渡益が 1 億あっても国民年金全額免除！！損する確定申告。得する確定申告。」

- 確定申告でおおもうけ?大損?まちがいだらけの株の確定申告・・・。

- あなたの株の確定申告大丈夫??

- IPO 投資家の正しい NISA の選び方

- ふるさと納税はお得・・・? 実は大損。

- 数千円の食品につられるなんて・・・だまされないで!!!

確定申告の特集だけでなくすべてご覧になりたい方、

当方が著書の電子書籍にも詳しく記載していますので

IPO 当選のコツを知りたい方にお薦めです。

ご希望の方は 1 万円で販売しています。メールにてお問い合わせください。

詳細は

当著書

「IPO 当選戦略とノウハウ」にて紹介しています。